

自治体政策研究史における多摩の研究会

小関, 一史 / Koseki, Kazushi

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Koukyo Seisaku Shirin : Public Policy and Social Governance / 公共政策志林

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

254

(終了ページ / End Page)

269

(発行年 / Year)

2021-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00024280>

自治体政策研究史における多摩の研究会

Tama Study Group in the History of Local Government Policy Research

小 関 一 史

要旨

自治体職員による自主研究活動は1980年代に全国的に活性化し、その流れは自治体政策を研究対象とする学会が設立されるなど、新たな研究分野の確立に至った。この自治体政策研究の黎明期に足跡を残した自主研究グループの一つに、「多摩の研究会」がある。

多摩の研究会は、自治体職員と研究者が市民目線の政策研究を実践してきた自主研究グループの、本稿における呼称（後述2.3）である。自治体職員が初の執筆者となった自治体政策研究書の刊行や、通達行政の研究と情報発信、自治体学会の設立及び運営への関与と第一次地方分権改革への情報提供など、自治体政策研究の展開に関わってきた。

その一方で、秘匿性をもって活動をしてきたことから、多摩の研究会の全体像に言及した先行研究は乏しく、その輪郭はこれまで明らかにされていない。その理由は、松下圭一の主導による研究会の運営方針にあった。

そこで本稿は、これまで明らかにされてこなかった多摩の研究会の活動史について、散逸する資料の収集と当事者へのインタビューにより調査を行った。自治体政策研究の発展期は、自治体職員による自主研究活動の全国的な展開や、多摩の研究会の活動期と重なっている。多摩の研究会とその系譜を調査することは、自治体政策研究史の一端を明らかにするとともに、今後の自治体政策研究の展開に有用な知見を内包していると考えられるからである。

キーワード

多摩の研究会、自治体政策研究、自治体職員、自主研究活動、武蔵野学派

1. はじめに

自主研究グループの活動が1980年代に全国的に展開したことにより、それまでは研究者が中心であった行政誌への寄稿や紙上座談会に、現役の自治体職員が登場するようになった。その後、地方自治体における政策研究は活性化し、複数の学会が設立¹されるなど発展をしていった。その流れの中に、松下圭一や西尾勝などの研究者が参加する、多摩の研究会と呼ばれる自主研究会があった。研究会は自治体

現場の経験を研究の領域に昇華させることで、自治体政策研究の発展に関わってきた。

その一方で、研究会は解散と再結成を繰り返し、構成員を公表せず、自治体学会の設立や第一次分権改革への関与では、その記録を自ら残さないなどの秘匿性をもった活動をしてきたことから、研究会の全体像を示した先行研究は、管見の限り見当たらない。

しかし、2000年を過ぎるとこの研究会の成果を記述する研究者が現れ、複数の関係者が活動内容の一

端を述べるようになる²。

そこで本稿は、多摩の研究会の散逸する資料を調査するとともに、不足する情報を当事者へのインタビューで補うことにより、その輪郭を明らかにすることを試みた。初期の研究会メンバーは既に第一線を退いている者が殆どであり、他界した者もいる。

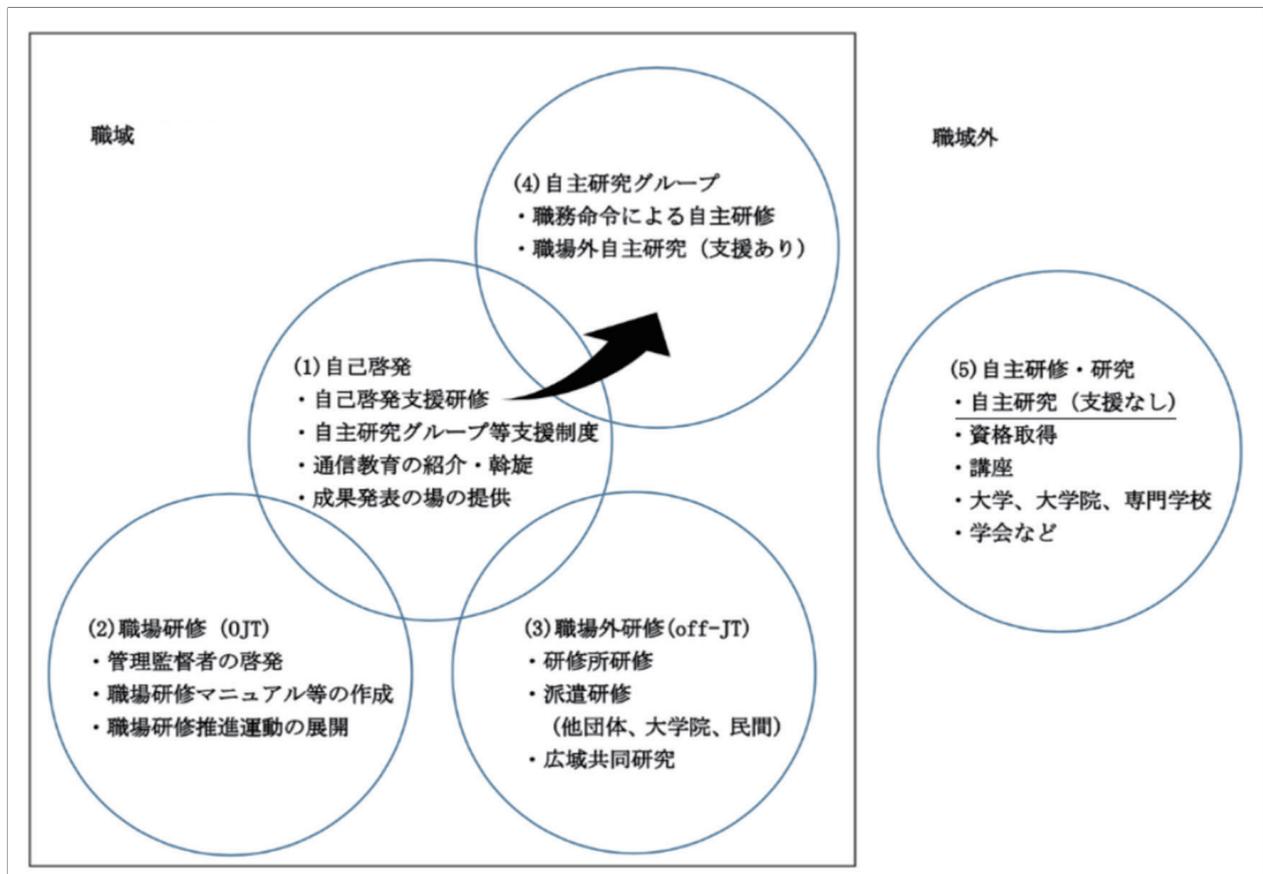
今、多摩の研究会の全体像を明らかにしない限り、その活動の軌跡を確認する方法は永遠に閉ざされてしまうからである。

表1 先行研究における自主研究活動の定義

研究者	構成員	職務との関連	組織	活動内容
大森彌 (1987:195)	自治体職員	現任の職務や所属組織から離れて活動	有志のグループを形成	自ら研究のテーマと手法を決定し政策研究を行う活動
松下圭一 (1987:39)	自治体職員	組織職務の枠組みをはなれる	フォーマルな組織方式にこだわらない方がよい、自由な参加	研究活動
森啓 (1992:24)	自治体職員	勤務時間外	任意にグループを結成	政策研究、自主的にテーマを定める
溝口泰介 (2004:1)	市町村職員	勤務時間外	気の合う仲間の集まりや少人数のグループ	自主的な調査研究活動

出典：筆者作成

図1 自治体の職域における研修の分類



出典：自治省，1997年，指針を基に筆者作成

2. 自主研究活動と自治体政策研究

2.1 自主研究活動

地方自治法の制定以降、自治体の人材育成方針の策定や職員研修が、時代の要請に応えるために行われてきた。その中に、自主研究活動に対して一定の意義を認めている記述を、自治省（当時）の「地方行政運営研究会第13次公務能率研究部会報告書（1996年）」や、1997年に通知された「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について（以降、指針とする）」において確認することができる。

また、先行研究における自主研究活動について、定義を整理したものが表1である。表1では構成員、職務との関連、組織の要素において概ね一致をしていることから、本稿における自主研究活動の定義を、自治体職員が中心であり、任意のメンバーで構成され、職務を離れて勤務時間外に団体活動を行うものとする。

さらに、本稿における自主研究活動と自治体の職域における人材育成研修との関係について、指針を基に示したものが図1であり、図中の「自主研修（支援なし）」と示したものが本稿の研究対象領域である（以下、本論文における下線部は筆者による）。

2.2 自治体政策研究

本稿における自主研究活動の研究テーマについて、その対象領域を自治体における政策研究分野とする。自治体の幅広い業務の中には土木や建築、福祉や衛生分野などの専門の職域や職員が存在するが、それらには専門性を高める参照先として、民間業界を含めた団体が存在している。一方、自治体の政策研究分野には、参照先としての専門家集団が1980年代の学会設立まで存在していなかった。このことから、自治体政策研究の分野は自治体現場からボトムアップ的に必要性の声が上がったことで、新たな研究領域の開拓につながったと推するためである。

この自治体政策研究の定義について、大森彌（1987：194）は「自治体が責任をもって解決（取り組む）すべき課題とその解決方法を、自治体職員が調査研究すること」とし、森啓（2003：28）は「地域独自の公共課題を発見しその課題を解決する方策

を探ること」、「現状を調査分析し基礎概念や理論枠組みを創出すること」としている。

これらの先行研究を基に、本稿の研究対象である自治体政策研究の定義を、国ではなく自治体の視点で行う政策研究とし、自治体現場の課題を解消する方策の研究であり、他の自治体で展開できる汎用性を備えるものとする。

また、自治体現場で課題解決を実現するための要素を見出し、それを越えていくための行政技術研究の特徴として、国における政策研究が省庁ごとの縦割りであるのに対し、自治体現場では横断して政策を研究する点を挙げるができる。

2.3 多摩の研究会と武蔵野学派

政策法務研究の分野において、多摩の研究会が武蔵野学派と称されていることは、1995年に鈴木庸夫が判例地方自治133号に掲載した「自治体の政策形成と政策法務」における記述を発端にしている。鈴木は「三つの流れ」と整理した上で、「第一は、仮に武蔵野学派と呼んでおきます。このグループは東京の武蔵野を中心とした市の職員の方々が松下・西尾〔筆者注：西尾勝〕両先生の指導を経て、次第に自律的な主張をするようになった…（略）…わが国で本格的に政策法務の主張を展開した、草分け的な存在で、政策法務の本流的な存在」と武蔵野学派を紹介し、その後、木佐（1996）、石森（2002）、光本（2013）らが引用をしている。この武蔵野学派について、多摩の研究会メンバーの天野巡一は「その記事は私が鈴木庸夫先生に話した『武蔵野学派』という言葉を用っていますが、その対象がどの研究会でどの人脈なのかという点が違います。私と松下先生、佐藤先生〔筆者注：佐藤竺〕との出会いは、この方たちが武蔵野市民で、長期策定委員会の委員だった時です。その後に西尾勝先生が来たので、その3人を私は『武蔵野学派』と表現したことがあります。…（略）…私が言いたかったのは『武蔵野市の市民参加に、地方自治を市民の目でとらえる学者が集まっていた』ということです」とインタビューに述べている（小関2019：142-143）。

また、森（2000：24-31）はこれまで体系的に記

述されることのなかった多摩の研究会について「はじめは『市政問題研究会〔筆者注：市政研究会〕』と題し、「東京多摩地域の研究会です。『通達研究会』『先端行政研究会』『行政技術研究会』と名前が変わってきます」と、1977年の発足以降、名称を変遷して活動が継続していることを紹介している。

鈴木が1995年に紹介した武蔵野学派を、多摩の研究会の変遷と比較検証すると、当時は行政技術研究会（後述3.5）という名称であり、「政策法務」は自治体行政法務研究会（後述3.3）が1989年に刊行した『政策法務と自治体』において発表した概念であるなどの相違がある。さらに鈴木は、「武蔵野学派からは、これらの議論を集大成した『政策法務と自治体』『自治体の先端行政〔筆者注：通達研究会刊行〕』といったすぐれた論集がだされました」と述べていることから、自治体行政法務研究会と通達研究会、行政技術研究会を武蔵野学派としていたことがわかる。これらのことから、鈴木が紹介した武蔵野学派とは、特定の研究会を指したのではなく、多摩の研究会で活動するメンバーとその周辺を示していた。

その後、武蔵野学派の通称は広まり、政策法務研究以外の分野でも用いられている。「宮崎伸光の研究室ホームページ」では、「行政技術研究会 いわゆる『武蔵野学派』と呼ばれる、自治体職員中心の自主研究会としては草分け、老舗の研究会です」と紹

介をしている。武蔵野学派と行政技術研究会が同義であることを当事者が示していることから、一部では武蔵野学派の呼称が定着していたことがうかがえる。

意図と異なる紹介により広まった武蔵野学派という呼称について、天野は「職員の研究会に自ら『学派』をつけるのは、いかにも大げさだと思いますし、私が言いたかったのは『武蔵野市の市民参加に、地方自治を市民の目でとらえる学者が集まっていた』ということです」と述べている（小関2019：40）。当事者である多摩の研究会メンバーが用いる武蔵野学派の意味は、当時の武蔵野市の長期計画策定委員に研究者が市民委員として参加³していた事を表現したものであった。

さらに、もう一つ明らかになったことは、この一連の研究会に正式な呼称が存在しないことである。

そこで、先行研究における多摩地区の自治体職員による自主研究会の呼称を抽出し、年代順に示したものが表2である。

先行研究において名称は統一されていないものの、各自が独自の表現で「多摩」の「研究会」を表していることから、本稿における研究会の総称を「多摩の研究会」とする。

表2 多摩地区の自治体職員による自主研究会の呼称

著者	表現
松下圭一（1980：2）	東京多摩地区の市の職員を中心とする自由な研究交流サークル
森啓（2000：24）	東京多摩地域の研究会
森啓（2006：74,83）	多摩の研究会
鏡論（2014：27）	自治体の政策研究会
天野巡一（2012：13）	東京三多摩地区の自治体職員自主研究会（東京三多摩地区研究会）
鳴海正泰（2015：66）	多摩政策研究会
天野巡一（2015：57）	東京三多摩地区などの職員からなる自主研究会
横須賀徹（2017：17）	多摩地区自治体職員の勉強会
堤直規（2018：19）	東京・多摩地域の研究会

出典：筆者作成

3. 多摩の研究会とその系譜

先行研究において多摩の研究会の活動記録を記したものは乏しいことから、その実態に近づくために世代と立場を変えて、当事者へのインタビューを実施した。まず、初期の活動である通達研究会から参加し、政策法務の概念を創設した天野巡一。次に、研究会事務局を約20年間務め、介護保険原点の会を設立運営した鏡論。そして、多摩の研究会に影響を受け、行政政策研究会を設立した関根久雄。関根と共に行政政策研究会の運営を担い、後に多摩の研究会事務局を務めた清水英弥の4名である。なお、インタビューは論文として記録に残すことを事前に説明し、承諾を得て実施している。

3.1 1977年 市政研究会

1977年に設立した市政研究会について接することのできた資料は、メンバーが執筆した『職員参加(1980)』、メンバー5名の座談会や寄稿が掲載されている『ジュリスト増刊特集号No22(1981)』、自治体における課題をメンバーが紙上討論した『岐路に立つ自治体職員(1982)』、メンバーである小口進一への電話インタビューを元に森が記述した『自治体職員の政策水準 如何にして上昇したか(2000)』の4点である。

松下は、『職員参加』のはしがきにおいて「本書は、1冊の本としてはいわばパイオニア・ワークであるので、きびしい批判もうけるであろう。だが、日本における自治・参加・分権の展開の礎石の1つとなりうるならば、私たちにとって望外のしあわせである(松下編1980:3)」と記しており、自治体職員が業務にかかる執筆を自ら行う、はじめての取り組みであったことを示している。さらに松下は、「私は、途中から呼び出されて、手伝いをしたにとどまる。その関係もあって、編者になることを引き受けることになった(松下編1980:2)」と記しているように、会の発足当初からではなく、途中から受動的に関わったことがうかがえる。

また、市政研究会の活動について、当時のメンバーと面識のある天野は、「講演会の活動が中心で

した。…(略)…塩原〔筆者注：塩原恒文〕さんとか皆さんは論文を書くより講演会を中心にしていました(小関2019:144)」と言及し、鏡は「活動の中心が政策研究的なことから山歩きに変化(小関2019:122)」したと述べている。これらは、この後に活動を開始する通達研究会と活動の方向性が異なることを示している。

そして、この頃に研究会の門を叩いたのが、後に通達研究会メンバーになる鏡である。鏡は、職務で参加した研修会で市政研究会の塩原に出会い、入会を希望した。後日、江口清三郎からの連絡で通達研究会に参加することになったのである(小関2019:121-122)。

3.2 1980年 通達研究会

通達研究会の設立主旨について、天野(2012:13)は「当時、市町村行政は通達あるいは国の行政機関が示した指針を忠実に執行することが行政と考えられていました。自治の現場では時代に即応できていない法律によって行われていたため『公害』、『日照権』などをめぐる住民運動に対応できず混乱していました。そこで通達についての問題点を勉強する研究会を立ち上げたいと江口さんが切り出しました」と述べている。

天野は、通達研究会への参加経緯について「職場の先輩より、『自主研修グループが立ち上がるが参加してみないか』と声をかけられ、概要を把握しないままに集合場所に向いたところ、江口、小口の両氏に会ったと述べている(天野2012:13)」。天野はこのような経緯で1979年10月の準備会において、3人目のメンバーになった。時期的には、市政研究会の活動期間中に通達研究会のメンバーを集めていたことになる。そして、4人目は岡田行雄であり、江口からの依頼で天野が声をかけている(天野2012:13)。5人目のメンバーに加藤良重を天野が推薦したところ、岡田が東京都市町村研修所の研修をともに受講した仲であり、同意を得たことで選出されている。

その後、江口が秋元政三、昼間守仁、鏡、大島振作を推薦し、松下を加えた10人で研究が行われた

(小関 2019 : 144)。昼間はその経緯について、「酔った勢いで松下批判をしたら、先輩のひとり〔筆者注：江口〕が『そんなに言うなら松下先生本人に会わせてやるよ』と研究会〔筆者注：通達研究会〕に連れていってくれたのがそもそも松下先生との出会いであった」と述べている（昼間 2015 : 68）。

メンバーの参加基準について、鏡は「研究会のメンバーは誰でも良いということではなく、松下先生は『自分のライバルを集めて来なさい』と言っていました。自分のライバルとして意識できるような能力ある人たちを連れて来なさいという意味です」と述べ、メンバーの関係性については、「江口さんのライバルは三鷹市の岡田さんでした。岡田さんが意識していたのは武蔵野市の天野さんでした。そういう構図でしたので、仲良しという意味ではなく『あいつは気になるな』という人物、例えば、課長会議や係長会議の横のつながりがあった時に、『気になるな』という人を会員として声がけするべきという意識がありました」と述べている（小関 2019 : 122）。江口は人選の中心的役割を担い、自らのライバルに声をかけていたのである。このことは、入会において政策研究に対する熱意や熟度を求めていることを示している。

森（2000 : 26）によれば、研究方法は通達集を読み問題点を持ち寄って議論する方法で行われていた。メンバーは昨日職場に届いたばかりの通達文をそのままコピーして持ち寄り、討論はオフレコにして、資料は紳士協定で外に発表しない方法とすることで、より実践的な議論を行っていたのである。研究会は、1980年8月に第1回を開催し、その後は月1回のペースで1986年7月まで6年間の活動をしている（天野 2012 : 13）。

松下のアドバイスの下に活動を続けた通達研究会は、1986年の解散に際して『自治体の先端行政 現場からの政策開発』を刊行している。9人のメンバーがそれぞれの政策課題に自らの実践と理論を執筆したこの本について、松下は「各省の通達の検討をとおして政策研究をめざす『通達研究会』であった」、「自治体職員は『研修対象』から『政策主体』へと変わってきたのである」と研究の意義を記して

いる（松下 1986 : iv）。このことについて、森（2000 : 27）は「自治体は末端ではない。現場を持った最先端であるとの問題意識です」と述べており、この研究スタイルが多摩の研究会の運営方法として後の研究会に継承されていく。

3.3 1985年 自治体行政法務研究会

天野（2004 : 12）によると「自治体行政法務研究会は法務に特化した研究会であり、その正式名称を行政法特別研究会という。1985年に設立した研究会は東京三多摩地区にある市の総務、文書、法規担当の職員で構成した研究会」であり、その契機は同年7月に天野にかかってきた一本の電話に遡る。このときの様子について、天野は「文書訟務担当時代の私の職場に法律時報編集部の編集長から電話が入りました。『市民目線で法律論を展開してほしい』というのです。『どうして私なのですか』と聞いたら『松下先生の推薦です』と。『そうしたら、断るわけにいかない』」と述べている（小関 2019 : 146）。

メンバーは岡田、加藤、水野直哉（八王子市）、原拓二（府中市）であり、専門性を高めるために松下、神長勲、江橋崇、鎌田薫の4名の研究者が参集した。研究の方法は、自治体職員がテーマを決めて月1回発表し、その内容を専門的視点から議論した上で、自治体職員が原稿にして法律時報に掲載するものであった。法律時報の連載は1986年10月から1988年7月まで続き、連載の終了とともに研究会は活動を終えている。このような経緯で、市町村職員による初の法律専門誌への執筆が実現した（天野 2004 : 12）。

また、天野は1986年に刊行した『自治体の先端行政』において、「自治体法務行政の構築を」と題して必要性を主張したことが政策法務論の展開につながっていると述べており、予てから研究を継続していたことがうかがえる（天野 2004 : 14）。そして、連載の依頼があった背景について、天野は「当時、新聞記者からの取材が散々ありました。取材にきちんと答えていると、私の名前が伝わっていくのか論文の依頼が来て書いたものが、1983年に『地方行政』に寄稿した「許されぬ弁護士費用の公金支出⁴」

です」と天野は述べている（小関 2019：146）。天野は実務と自主研究活動により専門性を高めることで、政策法務の概念を創設し、その分類を行っている。そして、分類は政策法務研究のスタンダードになっている（天野 2012：15）。

3.4 1986年 先端行政研究会

先端行政研究会は、通達研究会が『自治体の先端行政（1986）』を刊行・解散した翌々月に活動を開始している（天野 2012：13）。旧通達研究会の会員を中心に、東京三多摩、埼玉県の若手職員を加えて1986年9月に発足しており、1991年12月まで4年3ヶ月間の活動を行った。その名称について、天野は通達研究会メンバーが刊行した「自治体の先端行政」から命名したと述べている（小関 2019：148）。

また、市政研究会の活動開始から7年の経過を経て、先端行政研究会では運営方法を変更している。このことについて天野は、「メンバーも増えていきます。そして、この時から西尾〔筆者注：西尾勝〕先生が参加することになりました。…（略）…『もっと若手を入れよう』ということで、メンバーは20人以上になりました。…（略）…更にこの時、西尾先生以外にも研究者を呼ぼうということになり、武藤博己先生、西尾隆先生、坪郷實先生も参加されています」と述べている（小関 2019：148）。研究者が増えることで、研究活動により幅広い学術性を付与することを狙ったと思われるこの試みは、研究の専門性を高めることにつながっている。そして、この頃の自治体職員の入会選考について、天野は「結果的に誰でも良いということではなかったと思います。コアメンバーについては通達研のときから変わりませんでした」と述べている（小関 2019：148）。会の移行に際し、新会員の参加による新陳代謝を図る手法を採用したが、天野のコメントからは自治体職員にとって敷居の高い研究会であったことがうかがえる。

3.5 1992年 行政技術研究会

1992年1月以降は、行政技術研究会として活動を継続している（天野 2012：13）。先端行政研究会が

1991年12月に解散した翌月に新たな研究会が発足した理由について、「もっと人数を増やそう、若手に研究会を知ってもらおう、研究者を目指す人を手助けしようというのが、松下先生も私たちにも意識の中にありました」、「10年を目安に発展的に解消しようという考えです。それは、マンネリ化を恐れていました」と天野は述べている（小関 2019：149）。

また、研究会の名称について、天野によると自治体学会年報第1号『自治型の行政技術』のタイトルを引用しており、書籍のタイトルから命名する手法が継承されている（小関 2019：149）。この年報の自治体学会編集部では西尾勝が部会長を勤めているほか、研究者と自治体職員、市民で構成する編集委員会委員の内、1～3名を多摩の研究会メンバーが学会設立翌年の1987年から1996年の間、毎年担っている（後述 表4）。さらに、年報第1号の「紙上座談会 自治型の行政技術」には小口が登壇をしていることから、『自治型の行政技術』は多摩の研究会が関与した活動成果の一つとみることができる。

また、研究会の参加について、天野（2004：11）は著書に「よろしかったら一度ご参加ください」と記しており、オープンに参加者を募るようになった変化が確認できる。

しかし、実際には、入会にあたり所属自治体間の人数調整や、参加者の熟度に対する調整が行われており、依然として結果的な選別が行われていたことがうかがえる。

3.6 1999年 介護保険原点の会

2000年4月に施行され、第5の社会保険制度といわれた介護保険制度の導入前後に活動した自主研究グループに、介護保険原点の会がある。この研究会は、多摩の研究会のメンバーである鏡の発案により、1999年8月に17人の自治体職員とともに活動を開始した。研究会は、1999年からの第1期と2003年から2005年までの第2期があり、それぞれの名称を「自治体介護保険研究会」、「自治体介護保険政策研究会」という。後に、厚生労働省老健局長の堤修三の提案により『介護保険原点の会』の愛称が付けられた（鏡論 2010：5）。

鏡（2010：3）が「なぜ自治体と国が一体となった研究会ができたか。今考えると実に、不思議である」と述べるこの研究会は、自治体職員の自主研究会に厚生省職員がオブザーバーとして参加する点に大きな特徴があった。自治体職員に省庁の会議室使用を許可する国の異例な受入れの背景について、鏡（2010：4）は「都道府県を通さずに、ストレートに市町村の情報を得て、制度の耐久度や適正性についての確証を得たかったのではないか」と述べている。

では、なぜ鏡がこの研究会に携わることになったのか。それには二つの流れがあった。一つは、所沢市自治振興課配属時代から縁のある大森が厚生省の高齢者介護・自立支援システム研究会座長に就任し、鏡は自治体現場から情報提供など運用面の協力を約束したこと。もう一つは、新藤宗幸から「自治体学会からだれか介護保険について詳しい人はいないか」と、勉強会への参加を鏡が依頼されたことである。その後、静岡県で開催された介護保険の講演会終了後、厚生省職員に首都圏の自治体職員で介護保険研究会を立ち上げて政策研究を行うことを鏡が申し出た結果、この稀有な研究会が実現したのである（小関 2019：129）。

また、省内の会議室を自治体職員の自主研究活動に提供するならば、厚生省職員がオブザーバー参加してよいと申し出た背景について、鏡は「厚生省では自治体との研究会などあり得ないとの意見もあったようで、内部では『自治体勉強会』、つまり自治体が厚生省に勉強に来る会と呼んでいたようですが、厚生省が正式には地方公共団体呼（ママ）組織を『自治体』であるとの認識をさせたかったこと、更に『国と地方』が対等の関係で研究活動を行う事が重要と考えていた（小関 2019：132）」と、自治体職員を主体とする研究会にこだわった理由を述べている。鏡が研究会に込めた想いは、自治体は政策実践の場であることを、自治体と国の対等な関係で示すことにあった。

また、研究会の会員選出や運営について、鏡は「多摩の研究会と同じように『こういう研究会があるから来ませんか』というやり方で来た人たちばかり

りでしたので、研究する力のある人が集まりました」、研究会の運営や合宿の実施は、『旧通達研』や今の『行政技術研究会』の手法がベースになっています」と述べている（小関 2019：131）。松下が「ライバルを連れてきなさい（小関 2019：122）」と表現した研究レベルを維持する手法は、ここでも継承されている。

介護保険原点の会は、鏡自身が案内文書を作成し、自治体職員メンバーや厚生省に通知する私的な研究会としていた。これは、厚生省が研究会に参加する市町村の選択基準で矢面に立たない配慮であり、外からの批判に注意を払う研究の環境づくりであり、研究会のクオリティーコントロールであった。そして、これらも多摩の研究会の運営手法であった。

3.7 1998年 行政政策研究会

行政政策研究会は埼玉県所沢市を中心に、近隣自治体職員と研究者等で構成する自主研究会である。所沢市職員（当時）の関根が会長、入間市職員（当時）の清水が事務局を務め、1998年10月以降、239回の開催（2020年8月現在）を重ねている。研究会の発表は、メンバーのほかに松下、大森などの研究者が過去に登壇をしている。

この研究会の出発点は、1992年に所沢市役所庁舎内で開催した第1回オープンゼミに遡る。そして、同年に関根は所沢市職員（当時）の鏡の紹介で行政技術研究会に参加し、その影響を強く受けるようになっていく（小関 2019：138）。

また、清水は1995年に関根と初めて顔を合わせ、同年10月からオープンゼミに参加をしている。そのオープンゼミの運営課題について、2人は「会の名称のとおりオープンで誰でも参加できたのですが、参加者が固定しないので研究会で交わされた意見や情報が共有できず、研究会の内容が蓄積されていかないし、共有されないという課題がありました」、[10人メンバーがいたとして、同じ市役所の中で講師を輪番でしていると、11回目以降は行われぬ課題がありました]と述べている（小関 2019：136）。その後、関根の提案で1998年11月に第1回行政政策

研究会が開催され、20年以上続く2人の二人三脚が始まった。

しかし、研究会の名称が現在のものに落ち着いたのは、開始から8年後である。当初、関根の発案で行政技術研究会を参考に行政政策研究会と命名したものの正式採用に至らなかった経緯について、清水は「1998年11月に開催した第1回研究会で関根さんが『行政政策研究会』という案を出したのですが、その時に参加していた大森彌先生が、懇親会の場で『行政政策という言葉はない』という意味のことを言っていました。確かに、調べてみると行政政策という名称はあまり出てこないのです。そういうこともあって、最初のうちは『(仮称)行政政策研究会』という名称で開催通知も出していました。その後、8年経って『もう(仮称)はいらないよね』ということになり、2006年10月から『行政政策研究会』になった」と述べている(小関 2019:138)。

関根が行政技術研究会に参加した1992年以降、両会の関係は連綿と続いている。当時の行政技術研究会について、関根は「草の根学派といわれています。また、行政政策研究会を設立する時に支援してくれたのが小口進一さんで、援助をしてくれました」と述べている。小口は1999年の第3回研究会に登壇以降、5回の発表を行っているほか、松下、天野、鏡、小森岳史、秋元、昼間などの行政技術研究会メンバーが、これまでに延べ16回登壇をしている(2020年8月現在)。

研究会の運営は自治体職員と研究者を中心に構成し、毎月決まった週の曜日に開催、自らの業務についてメンバー持ち回りで発表するなど、行政技術研究会の運営方法に倣っている。その中で象徴的な事は、研究会に一貫して参加し、現場目線の自治体職

員の意見に対して広く学術的な視点で発言する研究者の存在である。それは、多摩の研究会を主導した松下に対し、行政政策研究会の廣瀬克哉であった。このことについて、清水(2000:59)は「出席者が少なくメンバー集めに苦勞をした時期もあったが、今年〔筆者注:2000年〕の2月からは、法政大学法学部の廣瀬克哉教授に参加をいただけるようになり、自治体職員だけでは偏りがちな議論も更に広い角度からの検討がなされるようになった。また、廣瀬教授からの助言がいただけることから、出席率も大幅にアップし、発表内容もよりいっそう充実した研究会となっている」と述べている。

このように、設立の経緯及び運営方法の模倣やその交流の歴史からみて、行政政策研究会は行政技術研究会の系譜とみることができる。

4. 多摩の研究会の独自性

4.1 自治体学会設立支援

自治体学会設立の立役者の1人である森が2006年に記述するまで、その設立経緯に多摩の研究会の名が記されることはなかった。森は政策研究交流会議及び自治体学会の設立に関与した団体として、多摩の研究会を表3のように表している。

自治体学会等の設立にかかる多摩の研究会の記述がこれまでなかった理由について、天野は「松下先生は表に出ることが嫌いでした。本来は自治体学会の初代会長にならないとおかしいのに、一切表に出ていません。その代わりに我々を委員として送り込んでいました。先生が生前に何度も言っていたのは、『君たちがきちんと育てくれたから、自治体学会をつくろうと思ったのだ』ということです。『君たちが育てたから、もう自治体学会を市町村が、

表3 森(2006)『自治体学の二十年 自治体学会設立の経緯』における多摩の研究会の記述

項	表記
72	多摩地域の研究会の人々と綿密に進行の打ち合わせをしました。
74	自治体学会は多摩の研究会の全面的な協力によって設立へとスタートを切りました。
83	多摩の研究会の方々のご努力もあって、自治体職員の代表として田村明さん、市民代表として関西地域から日経新聞の塩見謙さん、学者研究者代表として西尾勝さんがご承諾なされて決まりました。

出典：筆者作成

表4 自治体学会編集部会委員

年報	年	部会長	委員															
第1号	1987	西尾 勝	岡崎昌之	小口進一	神原 勝	日下部龍代子	新藤宗幸	田中義政	平賀元晃	宮崎俊作	雪田義昭	予川幸夫	—	—	—	—		
第2号	1988	西尾 勝	岡崎昌之	小口進一	神原 勝	日下部龍代子	新藤宗幸	田中義政	平賀元晃	宮崎俊作	雪田義昭	予川幸夫	—	—	—	—		
第3号	1989	西尾 勝	秋元政三	天野巡一	岡崎昌之	加藤ひとみ	日下部龍代子	新藤宗幸	田中義政	宮崎俊作	森田 朗	雪田義昭	—	—	—	—		
第4号	1990	西尾 勝	秋元政三	天野巡一	岡崎昌之	加藤ひとみ	日下部龍代子	新藤宗幸	田中義政	宮崎俊作	森田 朗	鈴木 忱	—	—	—	—		
第5号	1991	西尾 勝	秋元政三	天野巡一	磯部 力	大矢野修	加藤ひとみ	桑原美和子	新藤宗幸	田中義政	森田 朗	吉田民雄	田中一字	—	—	—		
第6号	1992	西尾 勝	秋元政三	天野巡一	磯部 力	大矢野修	加藤ひとみ	桑原美和子	新藤宗幸	田中義政	森田 朗	吉田民雄	田中一字	—	—	—		
第7号	1993	新藤宗幸	天野巡一	荒川俊雄	大矢野修	鏡 論	加藤良重	加茂利男	小澤紀美子	佐藤 滋	杉潤 武	永井章子	室 雅博	森田 朗	吉田民雄	—		
第8号	1994	新藤宗幸	天野巡一	荒川俊雄	大矢野修	鏡 論	加藤良重	加茂利男	小澤紀美子	佐藤 滋	杉潤 武	永井章子	室 雅博	森田 朗	吉田民雄	—		
第9号	1995	江橋 崇	秋元政三	荒川俊雄	大矢野修	加茂利男	小澤紀美子	杉潤 武	田中一雄	永井章子	原 昭夫	昼間守仁	宮崎伸光	室 雅博	森田 朗	吉田民雄		
第10号	1996	江橋 崇	秋元政三	荒川俊雄	大矢野修	加茂利男	小澤紀美子	杉潤 武	田中一雄	永井章子	原 昭夫	昼間守仁	宮崎伸光	室 雅博	森田 朗	吉田民雄		

出典：筆者作成

こういう学会を運営できる能力ができるということを確認した』という意味です」と述べている（小関2019：147-148）。

また、鏡は代表運営委員について、「自治体学会の役員でも、例えば天野さんが運営委員で出たとすると、次に加藤さんにするとか。順番もきちんと決めて、長く権力の座に座らないということにすごく配慮をした方でした」と、松下の指導について述べるとともに、「通達行政研究会8人が中心的なメンバーでした。その8人が1期2年ずつやっていると16年で終わってしまう。どうしたかと言うと、結局、順番が最後の私が企画部会を10年位、編集部会を10年、合わせて20年ぐらい自治体学会の取り回し役をしました」と、学会運営への関与について述べている（小関2019：125-126）。これらの言葉を元に、自治体学会の学会誌である『年報自治体学会』の歴代編集部会委員について、年報第1号から第10号までを一覧にしたものが表4である。

表中の下線は多摩の研究会のメンバーであり、学会設立からの10年の間、年によって最大3名が編集部会委員を担っていることを示している。編集部会は学会構成組織の一部ではあるが、年報の編集委員を務めることは学会の研究活動を広め、成果を残す重要な役割である。多摩の研究会メンバーは、その役割を創立期から担っているのである。

4.2 第一次分権改革への関与

1999年7月に成立した、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括

法）に向けて1995年5月に地方分権推進法が成立し、同年7月には地方分権推進委員会が発足する。この委員会の理論的支柱であり、各省庁との折衝を取り仕切ってきた実務上のリーダーは西尾勝であった⁵。地方分権推進委員会に設置された3つの検討グループの一つである「行政関係検討グループ」の座長に指名された西尾勝は、「私も行政学の専攻者ではありますが、行政の隅々まで知り尽くしているわけではありません。各省の一つ一つの行政について交渉していくわけですから、交渉していく中身について私に知識がないという問題もあります。そこで私たちが補佐する人たちがおりまして、この人たちが一生懸命ペーパーを書いてくれる。この行政、法律の仕組みはこうなっていて、このことについて各省側はこういう見解を述べてきていきます、それに対して私どもが反論をして変えようとするれば、こういう論理で、こういう根拠で交渉に当たるべきではないか、というペーパーを次々と作ってくれるのです。それを翌日以降の交渉に備えて一生懸命、一夜漬けて勉強しなければならない（西尾勝1999：125-126）」と述べている。

しかし、行政の現場と法律の仕組みと省庁側の理論を、地方自治の広範な業務に渡り西尾勝に解説できる「私たちが補佐する人たち」が誰であるかは記されていない。

ところが、横須賀徹の記述を重ねることで「私たちが補佐する人たち」が誰なのか明らかになる。2015年8月29日に行われた「松下圭一先生をおくる会」において、西尾勝は「お礼のことば」で次のよ

うに述べている。「行政技術研究会の自治体職員にはしばしば情報提供を依頼し、ご協力いただきました。なかでも記憶に残るのは、国民年金行政における都道府県の社会保険事務所と市区町村の国民年金係との間の連携関係の実態について、行政技術研究会有志から詳細なレクチャーを受けた記憶です。武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分（ママ）市からそれぞれ選ばれた4人の自治体職員からレクチャーを受け、ようやく実態を正確に知ることができました。その上で、私が考えあぐねていた改革の落とし所をめぐる諸論点についても4人のそれぞれの意見を聴取し、これで漸く厚生省官僚等との交渉に臨む私の腹が固まり、腰がすわりました。ほんとうにいまでも、行政技術研究会の諸君に深く感謝している出来事でした（横須賀2017：25-26）」。

ここで西尾勝を「補佐する人たち」が行政技術研究会のメンバーであることが明らかにされた。さらに、「お礼のこぼし」は次のように続く。「後日になって聞かされた話によれば、行政技術研究会の諸君は、私からの度重なる協力要請にどこまでまともに応じるべきなのか迷いもあって、松下先生に相談したところ、『西尾から情報提供や意見具申の要請があったときには、徹夜をしても迅速に対応し、的確な情報や意見をまとめて送り返せ』という、強い指示を受けていた、ということでした（横須賀2017：26）」

行政技術研究会のメンバーは、松下に指示を受ける以前から、西尾勝に情報提供を行っていた。それは、地方自治体は政策を実践する場とする多摩の研究会の考えを、メンバー自らの意思で行動に移したものであり、20年以上続けてきた自治体現場における課題解決と、法制面を含めて追求する研究活動が、地方自治の歴史に寄与した事例であることを示している。

4.3 多摩の研究会の系譜

市政研究会は、自治体職員が初の執筆者となった自治体政策研究書である『職員参加』を刊行し、自治体職員による自主研究会の新しい活動の在り方を示した。次に、通達研究会は国の省庁が発出する行

政通達の研究を重ね、法制面における中央集権制度の実態を踏まえつつも、自治体現場の課題を解決するために通達とはどういう拘束物であり、それをどう外すか追求をした。先端行政研究会では、新たに若手自治体職員と研究者を招き入れ、研究者の理論を交えた自治体政策研究をより高度化した。そして、行政技術研究会では、自治体現場における政策研究の拡散と定着を図るために参加者をオープンに募るとともに、機関委任事務を廃止するための国の政策立案に情報提供を行った。これらの研究活動に一貫しているのは、自治体現場における課題を解決する手法について、現場目線で継続的に研究を実践していることである。

一方、市政研究会と通達研究会以降の研究会では、二つの相違点を認めることができる。通達研究会のメンバーは自らのライバルとなる自治体職員を選抜し、議論を行う関係であったのに対し、市政研究会は山登りに活動の中心が移行したように、サークル活動的な関係性であった。もう1点は、通達研究会では議論を重ねた研究内容を論文として発表する活動を展開したのに対し、市政研究会は講演活動を主として活動をしていた点である。通達研究会以降は、研究会の運営方法が継承されていることと併せて考えると、市政研究会は自治体職員による政策研究活動の先駆けであるが、多摩の研究会の運営手法は通達研究会において確立されたことがわかる。

そして、これらの研究会が多摩の研究会の直系とするならば、派生にあたるのが次の三つの研究会である。まず、多摩の研究会のメンバーを中心に通達研究会の活動を深化させ、政策展開的な法務論の研究を行った自治体行政法務研究会。次に、行政技術研究会の運営手法を模倣し、その支援を受けるとともに交流が続いている行政政策研究会。そして、多摩の研究会の運営方法を継承するとともに、国政レベルの政策立案・制度化の段階に自治体現場目線の政策研究を持ち込んだ介護保険原点の会である。

これら7つの研究会の共通点は、自治体現場の目線で政策研究を実践する研究の視座と、自治体政策研究に特化した運営方法である。いずれも、松下の思想を継承しており、派生した研究会を含めて多摩

図2 多摩の研究会の系譜



出典：筆者作成

表5 多摩の研究会活動年表

年月日	活動	備考
1977	市政研究会発足	活動終了年不明
1979.10	通達研究会準備会	立川市民会館 江口, 小口, 天野
1980.8	通達研究会 発足 (第1回研究会)	
1980.11.1	『職員参加』刊行	
1983.8	「許されぬ弁護士費用の公金支出」	天野『地方行政』寄稿
1984.5.22	自主研究グループ全国交流集会	中野サンプラザ
1984.10.20	自治体政策研究交流会議	神奈川県民ホール
1985.7	『法律時報』連載執筆依頼	天野
1985	自治体行政法研究会設立	天野, 岡田, 加藤, 松下ほか
1986.4.19	東京自治体学フォーラム	東京自治会館 代表世話人江口, 大島, 小口, 秋元
1986.7.15	『自治体の先端行政』刊行	研究会名引用
1986.7	通達研究会解散	
1986.9	先端行政研究会発足	西尾勝参加
1986.5.23	自治体学会設立	
1986.10	『法律時報』連載開始	市町村職員初の法律専門誌執筆
1988.3.30	『自治体の行政技術』刊行	年報自治体学会第1号, 研究会名引用
1988.7	「政策法務」誕生	松下, 天野ほか赤城山合宿
1988.7	『法律時報』連載終了	
1989.2.28	『政策法務と自治体』刊行	自治体行政法務研究会天野, 岡田, 加藤ほか
1990	自治体学会報告	天野「個性化時代の自治体法務, 政策法務」
1991.12	先端行政研究会解散	
1992.1	行政技術研究会発足	
1992.2	オープンゼミ発足	所沢市役所
1994	宮城県市町村職員研修	天野 日本初の「政策法務」研修

1995	「武蔵野学派」紹介	鈴木庸夫「自治体の政策形成と政策法務」
1995.7	地方分権委員会発足	西尾勝 行政関係検討グループ座長
1997.7	地方分権一括法制定	
1997.12	介護保険法制定	
1998.11	仮称行政政策研究会第1回開催	所沢市役所 会長 関根, 事務局 清水
1999.8	自治体介護保険研究会開催	鏡 第1期 3年7ヶ月 41回開催
2000.2	行政政策研究会	廣瀬克哉参加
2000.4	地方分権一括法・介護保険法施行	
2001.1	中央省庁再編	厚生労働省に改組
2001.9	愛称「介護保険原点の会」命名	堤修三
2003.3	自治体介護保険研究会	鏡 第41回最終回
2003.4	自治体介護保険研究会	鏡 活動休止
2003.4	自治体介護保険政策研究会	鏡第1回開催 第2期約2年20回開催
2004.3.3	『自治のかたち、法務のすがた』刊行	天野
2005.2	自治体介護保険政策研究会活動休止	鏡
2006.10	行政政策研究会	関根, 清水 会名から「仮称」を削除
2015.5.6	松下圭一逝去	
2015.8.29	「松下圭一先生をおくる会」開催	吉祥寺第一ホテル 発起人代表 西尾勝

出典：筆者作成

の研究会の系譜とみることができる。そして、これらの研究会の系譜を整理したものが図2である。

さらに、多摩の研究会の活動を年表にしたものが表5である。

また、活動初期にその研究手法を形成した通達研究会のメンバーは、一般事務職採用職員という特徴がある。このことは、技術専門職員や専門職職員が政策研究を行わないということではなく、松下の「ライバルを連れてきなさい」という言葉を、メンバーが各々に実践した結果である。研究会では、幅広いテーマの自治体政策研究を行う際に、住民課題や現場に接する自治体実務担当者としての市民視点と、総合計画を実現するために自治体政策を執行する、自治体経営の視点を併せ持つ複眼的な視点で研究に取り組む必要性があった。それは、特定の事例や地域性の存在する課題について、当該自治体のみ対応する解決策だけではなく、他の自治体におい

ても有効である汎用性をもった政策研究につながっている。

4.4 多摩の研究会の特徴

多摩の研究会の特徴として、活動の秘匿性、研究の現場性、高い専門性を挙げることができる。

活動の秘匿性について、研究会の解散までメンバーを公開しないこと、研究会の討論はオフレコにすることや、資料は外部に出さないことなどを挙げることができる。これらは、研究現場で個別案件の情報や自由な意見の交換を行うことに役立ち、より広範な汎用性を持つ政策の研究につながった。そして、研究や構成員を職場など外部の僻みややっかみと偏見から守るための手法でもあり、研究活動が継続できた要因の一つであった。これらは、自主研究活動が、外部からの影響を受けずに活動を継続するために必要な組織運営論とみることができる。

その一方で、行政技術研究会では参加者をオープンに募ったものの、自治体職員の参加者数は期待したほどに増加していない。固定化したコアメンバーと研究者が築いてきた研究内容の成熟は、新たに参加する自治体職員にとって敷居の高いものであったと推測される。多摩の研究会の秘匿性はグループ化・セクト化することを嫌っていた松下の指導により行われてきたが、自治体学会の運営に影響を持つなど、結果的にはセクト化したといわれても仕方がない部分があった。

研究の現場性について、全国的な組織化の活動を行いながらも、自治体現場の課題研究を定例的に継続していることが示している。その目的を、鏡は次のように述べている。「松下圭一先生が自治体学会をつくろうとか、市政研究会から通達研究会、行政技術研究会の一連の動きは、それまでは国が主導だった政策作りを、自治体がローカルガバメントとして、市民に一番近いところにある地方政府としての責任を果たすためには、様々な政策能力が向上しなくては行けないと考えていたからです。特に、自治体職員は国から様々な政策がきて、機関委任事務とか、団体委任事務とか流されて、ほとんど自主的な政策がなかったということに対して問題意識を覚えたのだと思います。それで、とにかく『政策能力が高くなることは、市民生活が豊かになることだ』というのが松下先生の根本だだと思います。それは、『専門家が引き上げるのではなくて、現場の自治体職員がものを考えて発言する人達が増えることが必要だ』と考えたのだと思います（小関 2019：123）」。設立以来、地域の行政課題をテーマに研究を継続することは、市民生活の向上を目的に、地域に近い立場にある自治体職員の政策能力を高めるための現場性の追及であった。

また、多摩の研究会の専門性を示すものとして、研究会の場に政治・行政学者等が参加していること、通達研究会に参加していた自治体職員9名中7名が自治体退職後に大学教授や講師を務めている⁶ことが挙げられる。特に、研究者への転身は、公務と並行して20年以上に渡り継続している研究会活動や論文執筆、雑誌への寄稿などを重ねて専門性を高

めた結果とみることができる。

5. おわりに

多摩の研究会とその系譜における自主研究活動の運営には秘匿性、現場性、専門性という特徴があり、それは1977年から継続している多摩の研究会や、そこから派生した研究会に踏襲されている基本的な運用方法であった。

まず、その秘匿性は秘密主義ではなく、自主研究活動者が行政組織や所属における軋轢を回避する手法であり、純粋な研究の空間を確保する運営方法であった。

次に、現場性と専門性は、第一次分権改革への関与や介護保険原点の会による厚生省との共同研究など、国の制度設計が自治体現場で有効に機能するための助言を行っていたことに表れている。三層構造の行政制度において、都道府県を飛び越して市町村が現場の情報提供をするには、二つの視点が必要であった。一つ目は、制度設計に必要な、全国の市区町村で有効かつ公平に機能する視座の下に管理された自治体現場の情報であること。二つ目は、制度設計者の立場に立った法制度の検討と、政策研究の鍛錬に基づいた専門性の高い情報である。そうでなければ、分権改革一括法や介護保険制度の支援のように、制度施行の前段階において、制度実装時の想定を含めた課題に対する有用な解決策を提案することができない。

1980年代に全国的に発展した自主研究活動は、革新自治体による自主政策の展開にはじまり、社会や経済の変動に伴う自治体職員の高学歴化を背景に展開をしてきた。しかし、この時代を経験した自治体職員は、すでに自治体現場から退いている。1980年代に発生した自治体政策研究の流れは外的要因によりはじまったが、今後は、組織的、計画的に展開することが求められる。

今回の調査では、自主研究活動グループとしての多摩の研究会とその系譜の足跡を追うことで、活動記録の整理を行った。しかし、市政研究会発足の契機や、自治体政策研究の具体的な研究内容にまで及

んでいないなど、明らかにできたのはその一部である。特に、自治体現場の課題から汎用性のある政策立案を実施する過程については今後の研究の課題とし、自治体職員の政策研究をより深めて考察する際の論点としたい。

注

- 1 地方自治経営学会（1984年設立、2014年3月解散）、日本地方自治研究学会（1984年設立）、自治体学会（1986年設立）、日本地方自治学会（1986年設立）
- 2 森啓2000年、天野巡一2004年、鳴海正泰2007年
- 3 松下圭一、佐藤竺、遠藤湘吉、田畑貞寿、西尾勝の5名（光本2013：76）
- 4 天野が訟務担当として在職中に関わった、1970年代半ばに武蔵野市で起きた日照権問題に関連した、元武蔵野市長に対する損害賠償金請求事件についての寄稿
- 5 新藤宗幸は、地方分権推進委員会の理論的支柱であり、各省庁との折衝を取り仕切ってきた実務上のリーダーは西尾勝氏であったと記している（西尾1999：234）
- 6 天野巡一、江口清三郎、岡田行雄、小口進一、鏡論、加藤良重、昼間守仁の7名

参考・引用文献

- 天野巡一・岡田行雄・加藤良重、1989年、『政策法務と自治体』、日本評論社
- 天野巡一・岡田行雄・加藤良重、2012年、「政策法務の成り立ちと法務研修」『自治体法務NAVI 2012年3月号45号』、第一法規、2-15項
- 天野巡一、1983年、「許されぬ弁護士費用の公金支出」『地方行政1983年8月6日』、時事通信社、13-16項
- 天野巡一、1985年、「要項行政の意義と限界」『法律時報昭和60年57巻12号11月号』、日本評論社、68-73頁
- 天野巡一、2004年、『自治のかたち、法務のすがた～政策法務の構造と考え方～』、公人の友社、14項
- 天野巡一、2012年、「政策法務と東京三多摩地区研究会の系譜」『自治体法務NAVI2012年3月号45号』、第一法規、15項
- 天野巡一、2015年、「基礎自治体における中核人材の育成手法」『都市問題2015年10月号』、後藤・安田記念東京都市研究所、52-60項
- 石森久広、2002年、「自治体政策法務論の現況—自治立法権を中心に」『アドミニストレーション2002年2月号第9巻1号』、熊本県立大学総合管理学会、242-225
- 大森彌、1987年、『自治体行政学入門』、良書普及会
- 小口進一・塩原恒文・田村明・平出宣一・大森彌、1981年、「地方公務員の思想と行動—行政と住民との回路を求めて—」『ジュリスト増刊総合特集No.22 地方の新時代と公務員』、有斐閣
- 介護保険原点の会 鏡論編、2010年、『総括・介護保険の10年～2012年改正の論点～』、公人の友社
- 鏡論、2014年、「職員の政策研究～市職員として、介護保険原点の会のメンバーとして」『地方自治職員研修2014年2月号』、公職研、27-29項
- 神原勝・辻道雅宣、2016年、『戦後自治の政策・制度辞典』、公人の友社
- 木佐茂男、1996年、『自治体法務とは何か』、北海道町村会
- 小関一史、2019年、「自主研究活動と自治体政策研究の展開—多摩地区の自治体職員による政策研究会の活動と関与—」、法政大学大学院修士論文
- 市政研究グループ、1982年、「問題提起 岐路に立つ自治体職員」『岐路に立つ自治体職員臨時増刊10号』、公職研
- 自治体学会編、1988年、『自治体の行政技術』、良書普及会
- 清水英弥、2000年、「行政政策研究会」『Think-in 第2号』、彩の国広域連合自治人材開発センター
- 鈴木庸夫、1995年、「自治体の政策形成と自治体法務」『判例地方自治133号』、地方自治判例研究会、86-88項
- 関根久雄、1997年、「自主研究グループ、オープンゼミ」『埼玉自治2月号』、埼玉県自治研究会
- 田村明・森啓・村瀬誠、1986年、『自治体における政策研究の実践—ローカル・ガバメントの展望を拓く—』、総合労働研究所
- 地方自治体活性化研究会編者、1984年、『自主研究実践ハンドブック—地方自治体活性化のために』、総合労働研究所
- 堤直規、2018年、『公務員の出世の作法』、学陽書房
- 東京市政調査会編、2009年、『地方自治を掘る』、東京市政調査会
- 東京自治体学フォーラム実行委員会、2017年、『東京自治体学フォーラム』、時潮社
- 鳴海正泰、2007年、「自治体学会設立で開いた扉 職員・市民・研究者の熱いネットワーク」『都市問題2007年11月号』、後藤・安田記念東京都市研究所、97-109
- 鳴海正泰、2013年、「自治体学会に今求められるもの 設立経過を振り返りながら」『自治体学VOL.25-1』、自治体学会編集部編、5-7項
- 鳴海正泰、2015年、「松下先生と自治体学会の設立過程」『自治体学VOL.29-1』、自治体学会編集部編、66-67項
- 西尾勝、1999年、『未完の分権改革』、岩波書店
- 日本評論増刊、1986年、『いま草の根の現場から自治体学の構築を』、日本評論社
- 松下圭一編、1980年、『職員参加』、学陽書房
- 松下圭一編、1986年、『自治体の先端行政 現場からの政策開発』、学陽書房
- 松下圭一、1987年、『都市型社会の自治』、日本評論社
- 松下圭一、1999年、『自治体は変わるか』、岩波書店
- 溝口泰介、2004年、「地方分権時代における自主研究活動とその支援のあり方」福岡県市町村研究所研究年報、財団法人福岡市町村研究所
- 光本信江、2013年、「構想・計画と法務」『シリーズ 自治

- 体政策法務講座 第4巻 組織・人材育成』, ぎょうせい
- 森啓, 1992年, 『自治体の政策研究 ―職員研修所の改革問題―』, 公人の友社
- 森啓, 1995年, 『自治体の政策研究』, 公人の友社
- 森啓, 2000年, 『自治体職員の政策水準 如何にして上昇したか』, 公人の友社
- 森啓, 2003年, 『自治体の政策形成力』, 時事通信社
- 森啓, 2006年, 『自治体学の二十年・自治体学会の設立経緯』, 公人の友社
- 森啓, 2014年, 『自治体とはどのような学か』, 公人の友社
- 山梨学院大学行政研究センター, 1997年, 『分権段階の自治体と政策法務』, 公人の友社
- 横須賀徹, 2017年, 「社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一」『法學志林第114巻第3号(第780号)』, 法政大學法學志林教會, 25-26項

参照ホームページ

法政大学宮崎伸光研究室のホームページ「社会活動等の項目の主な研究会の項」

http://nmiya.ws.hosei.ac.jp/html/Activity/v9asociety.html#asociety_midashi最終確認2019年12月22日